

2025 年度 日本皮膚科学会西部支部 代議員選挙公示

有 権 者 各 位

日本皮膚科学会西部支部選挙管理委員会
委員長 原 礼子

定款及び定款施行細則に定めるところにより、下記のとおり代議員選挙を施行いたします。
なお、今回の選挙については日本皮膚科学会定款及び同施行細則、代議員選任規程、同規定実施細則にのっとり施行いたします。

1. 代議員選出日程

2025 年 10 月 1 日 (水)	選挙公示
2025 年 10 月 10 日 (金)	立候補届出締切
2025 年 10 月 22 日 (水)	立候補者の公示
2025 年 11 月初旬～	各県にて選挙の実施

2. 選出する代議員数

西部支部代議員 56 名
補欠代議員 各県(福岡県は北と南に区分) 1 名以上
※ 代議員選出後、その中から日本皮膚科学会理事 3 名を選出します。
理事に選ばれた 3 名の議席には、それぞれの所属県の補欠代議員が繰り上げとなります。

3. 選挙権および被選挙権

選 挙 権：2025 年 10 月 1 日現在の公益社団法人 日本皮膚科学会(以下「本会」という。)正会員がこれを有する。
被選挙権：代議員選挙の被選挙権は、本会正会員がこれを有するが、以下の各号に該当することが望ましい。
(1) 2025 年 10 月 1 日現在において、引き続き満 5 年以上本会に在籍していること。
(2) 選挙年の年度末において、満 65 歳未満であること。
(3) 次に掲げるイ又はロのいずれかであること。
イ 皮膚科学分野における教育、研究又は診療の面において、指導的立場にある者(またはそれに準ずる者)
ロ 本会の運営に貢献している者
※有権者のうち、公示日までに退会承認された会員は有権者名簿より除かれます。

4. 立候補の届出

- 1)立候補者は、各県世話人に届け出を提出する。 受付期間 10 月 1 日(水)～10 月 10 日(金)(必着)
- 2)各県世話人は取りまとめて、西部支部事務局へ連絡する。(10 月 15 日)
- 3)西部支部事務局より、選挙委員会へ報告する。
- 4)立候補者を運営委員会へ報告する。
- 5)選挙委員長より、本部へ報告する。

5. 投票及び開票

投票用紙は 2025 年 11 月初旬頃に有権者宛に発送完了予定。開票は 11 月末予定。

6. 選挙に関するお問い合わせ

〒 812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学コラボ・ステーション II 501
(日本皮膚科学会西部支部事務局内) ☎ 092-651-6210
公益社団法人 日本皮膚科学会 西部支部 選挙管理委員会